

自動車税還付金の相続人への還付手続きのご案内

自動車税の還付金の受取人である納税義務者が死亡された場合は、相続人代表者の口座に還付金を振り込みますので、申立書に相続人代表者の方が必要事項を記入のうえ、以下の書類を提出願います。

<送付していただく書類>

| | 必要書類 | 備考 |
|---|---|---|
| 1 | 申立書 | ・記入例を参照 |
| 2 | 富山県送金通知書 | ・納税義務者（被相続人）あてに送付した「送金通知書」の原本（ハガキ大、三つ折） |
| 3 | 被相続人の 戸籍謄本、 改製原戸籍謄本 または 法定相続情報一覧図 など | ・被相続人が亡くなった日が記載されているもの（写しでも可。以前に取得されたものでも可） ・被相続人と相続人代表者の関係（続柄）が確認できるもの（写しでも可。以前に取得されたものでも可） |
| 4 | 相続人代表者本人であることが確認できるもの 住民票または 運転免許証(写) など | ・「住民票（マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）」（写しでも可。以前に取得されたものでも可）、 「運転免許証（写）」、「後期高齢者医療被保険者証（写）」 など、住所の記載があるもの |

- (1) 還付金は、相続人代表者の指定口座に振り込みます。（通常、書類が当センターに到達してから3週間程度かかります。）
- (2) 個別の状況により、追加の資料をお願いすることがあります。
- (3) ご不明な点がございましたら、下記までご連絡願います。

【提出先・連絡先】 〒930-0992

富山市新庄町馬場39-6

富山県総合県税事務所

自動車税センター 業務課

TEL：076-424-9211

申立書

令和 年 月 日

富山県知事 殿

被相続人

住 所

フリガナ

氏 名

相続人代表者（続柄 ）

郵便番号 —

住 所

フリガナ

氏 名

日中の連絡先電話番号 — —

被相続人の所有していた自動車（登録番号 ）について発生した過誤納金等還付金については、相続人代表者である私の口座へ支払われますようお願いいたします。

なお、この件に関し、万一、相続人間で紛議が生じても相続者間で解決するものとし、私が一切の責任を負うことを申し立てます。

振込先口座

| 銀行 信金 農協 | 本店 支店 支所 出張所 | 普通 当座 | 口座番号 (7ケタ) | | | | | | | | |
|-----------------|-----------------------|----------|---------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 口座名義人 (カタカナ) | | | | | | | | | | | |

※ 添付する書類

- ・富山県送金通知書
- ・被相続人の死亡が確認できる書類（被相続人の戸籍謄本）
- ・被相続人と相続人代表者の関係が確認できる書類（被相続人の戸籍謄本、改製原戸籍謄本等）
- ・相続人代表者の本人確認書類（住民票、運転免許証（写）等）

申立書

令和〇〇年△△月××日

富山県知事 殿

送金通知書に記載してある納税義務者
(被相続人)の住所、氏名、フリガナ

被相続人

住所 富山市新庄町馬場39-6

フリガナ ケンゼイ イチロウ

氏名 県税 一郎

相続人代表者(続柄 妻)

住所 富山市新庄町馬場39-6

フリガナ ケンゼイ ハナコ

氏名 県税 花子

相続人代表者の続柄、住所、氏名、
フリガナ、連絡先電話番号

日中の連絡先電話番号 076 - 424 - 9211

送金通知書に記載してある登録番号

被相続人の所有していた自動車(登録番号 富山500ぬ1940)について発生した過誤納金等
還付金については、相続人代表者である私の口座へ支払われますようお願いいたします。

なお、この件に関し、万一、相続人間で紛議が生じても相続者間で解決するものとし、私が一切
の責任を負うことを申し立てます。

振込先口座

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|----------------------|-----|-----------------------|----------|---------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 総合県税 | 銀行 信金 農協 | 舟橋北 | 本店 支店 支所 出張所 | 普通 当座 | 口座番号 (7ケタ) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 口座名義人 (カタカナ) | ケンゼイ ハナコ 相続人代表者名義の口座 | | | | | | | | | | | |

※ 添付する書類

- ・富山県送金通知書
- ・被相続人の死亡が確認できる書類(被相続人の戸籍謄本)
- ・被相続人と相続人代表者の関係が確認できる書類(被相続人の戸籍謄本、改製原戸籍謄本等)
- ・相続人代表者の本人確認書類(住民票、運転免許証(写)等)